

# 気象警報発表時の措置について

海南省立下津幼稚園・小学校

## 1 「警報」とは

すべての気象警報を意味する。発表対象場所は、和歌山県海南市（平成22年5月より市町村別発表となっています。海南省の防災無線放送、地デジデータ放送等で確認できます。）の情報とします。

## 2 「警報発表時」、児童(園児)が在宅時の対応

- (1) 登校(園)前に警報が発表されていたら、保護者の管理下で自宅待機とします。また、地震(震度5弱以上)、津波、火災等が発生し、危険が予測される場合も、一時登校(園)を見合わせてください。ただし、「波浪(高潮)警報」だけの発表時については、安全を確かめて気をつけて登校させて下さい。
- (2) **・午前6時00分までに警報が解除された時は、平常通りの授業を行います。**  
**・午前6時00分から午前9時30分までに警報が解除された時は、**午前中の授業を行いますので、登校班長と相談をし、安全を確かめて集団登校させてください。(原則、給食はありません。)  
**・午前9時30分から午前11時までに警報が解除された時は、**家庭で昼食を済ませて、午後12時30分までに集団登校させてください。午後の授業を行います。(集団登校せず、家庭で対応する場合は、登校班長に連絡してください。)  
**※午前11時までに警報が解除された場合の対応は、連絡メール(登録されていない方は電話)で連絡します。**  
**※幼稚園の対応も小学校に準じます。**
- (3) 午前11時を過ぎても警報が解除されない場合は、その日は臨時休校(園)とします。

## 3 警報は発表されていないが、危険な状態と判断された場合の対応について

- (1) 学校が判断した場合は、連絡メール(登録されていない方は電話)で、保護者に連絡します。
- (2) 保護者が判断した場合は、保護者の管理下で児童(園児)を自宅待機させ、学校に連絡をしてください。

## 4 児童(園児)が在学(園)している場合の下校(降園)及び連絡等について

- (1) 原則として、授業(保育)中に警報が発表された場合は、警報解除まで学校(幼稚園)内で児童(園児)を管理します。  
**但し、津波警報・大津波警報が発表された場合は、長保寺方面に避難し、児童(園児)を管理します。**
- (2) 早期に児童(園児)を下校(降園)させる必要があり可能であると学校(園)が判断した場合は、必要に応じて職員引率の下、集団下校させます。その場合は、連絡メール(登録されていない方は電話)で、保護者に連絡します。自宅に保護者が不在の児童については、学校内で管理します。園児については保護者に対し出迎えを依頼します。  
保護者の援助が必要な場合は、育成会地区長に連絡し、保護者の協力を得ます。
- (3) 下校(降園)が困難であり、学校(園)での待機が安全と判断した場合は、学校(園)職員管理の下、児童(園児)を待機させ、連絡メール(登録されていない方は電話)で保護者に連絡します。
- (4) 特定地区又は地区内の一部の児童(園児)の下校が困難と判断された場合は、その地区の児童(園児)又は一部児童(園児)を学校(園)職員管理下で待機させ、保護者に連絡します。

## 5 台風の接近等により、警報が発表される可能性が高いと予想される場合

**台風の接近等により、警報が発表される可能性が高いと予想される場合、前日の午前10時に給食を中止するかどうかの判断を行い、「給食中止」の場合、連絡メール(登録されていない方は電話)で保護者に連絡します。**

## 6 その他

保護者及び地区の人で、児童(園児)の登下校(降園)に危険な状況箇所を発見した場合は、直ちに学校に連絡してください。学校は速やかに状況把握し、状況に応じて児童(園児)の登下校(降園)について、上記の規準に従い判断、連絡します。

※平成29年9月より実施